

基本・実施設計及び工事監理業務委託仕様書

1 業務名称

沖縄県中央児童相談所軽量鉄骨造（プレハブ）事務所の基本・実施設計及び工事監理業務

2 業務目的

沖縄県中央児童相談所における執務環境および休憩スペースの拡充を図るため、敷地内に2階建て軽量鉄骨造（プレハブ）事務所を新設する。本業務は、その設計および建築確認申請、当該設計業務に係る工事の監理業務を含む一連の業務を行うものである。

3 業務内容

本業務は、以下の要件を満たす建築物の基本設計、実施設計、建築確認申請および工事監理、確認済証取得までを行うものである。

（1）建築物概要

- ・構造：軽量鉄骨造（プレハブ方式）
- ・階数：地上2階建て
- ・延床面積：150 m²（1階・2階合計）
- ・用途：事務所・会議室・休憩室・倉庫

（2）各階の計画（目安）

○1階（約75 m²）

- ・事務室：62 m²
- ・休憩室：13 m²程度

○2階（約75 m²）

- ・オープンスペース：60 m²（会議室・打合せ等に活用）
- ・倉庫：15 m²

（3）開口部・階段・安全措置

- ・1階：事務室（窓3か所：鉄格子付き）、休憩室（窓2か所：羽目ごろし）

- ・2階：オープンスペース（窓3か所：鉄格子付き）、倉庫（窓2か所：羽目ごろし）
- ・外階段：1か所設置し、階段にも鉄格子（囲い）を設けること
- ・出入口は1・2階に玄関各1か所を設置

（4）設備等

- ・空調（冷暖房）1・2階に各2台を設置
- ・照明・コンセント・電話（1階：9台、2階：2台）・LANケーブル（1階：PC 36台分、2階：PC 20台分）・換気設備を配置
- ・給排水設備（1階にのみ流し1台設置）
- ・消火器・非常灯など、消防設備を含む
- ・バリアフリー対応は法令を踏まえて設計すること

（5）建築確認申請対応

- ・那覇市または指定確認検査機関に対し、建築確認申請を行い、確認済証の取得までを設計者の責任で行うこと
- ・申請にあたり、発注者との協議・代理提出・照会対応等を含む一切の対応を含む

（6）法令・制度対応

- ・建築基準法、消防法、バリアフリー法等の関係法令を遵守すること
- ・省エネルギー法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）への適合を図ること
- ・対象面積に応じた届出または適合性判定が必要な場合は、設計者の責任において手続きを行うこと
- ・設置予定地が属する都市計画（地区計画等）に従い、建ぺい率・容積率・用途制限・高さ制限・外壁後退距離などの条件を満たすこと
- ・必要に応じて那覇市との事前協議・調査を行うこと

（7）その他の条件

- ・施設利用者や職員動線を妨げない配置計画とする
- ・設計にあたっては現地調査を実施し、設計条件を的確に反映させること

（8）工事監理業務

- ・設計図書に基づき、建設工事が適切に実施されているか確認する工事監理を行うこと

- ・ 監理の内容には以下を含む：
 - ① 施工図・材料・仕上げ等の照査
 - ② 工程中の施工状況確認および現場立会
 - ③ 設計変更の要否に関する助言・対応
 - ④ 検査（中間・完了等）への立会
 - ⑤ 工事監理報告書の作成および提出
- ・ 工事監理は、建築士法に基づく業務として、設計者の責任において遂行すること

4 成果品

- ・ 基本設計図（配置図、平面図、立面図、仕様書 等）
- ・ 実施設計図（意匠・構造・電気・設備図）
- ・ 工事費概算見積書（数量表付き）
- ・ 建築確認申請書類一式（確認申請図書、説明書類 等）
- ・ 確認済証（写しを納品）
- ・ 電子データ（PDF および CAD 形式）

5 履行期間

- ・ 契約締結日から令和8年3月13日まで
※建築確認の審査期間を考慮し、必要に応じて調整可

6 その他

- ・ 設計にあたり、発注者と定期的に打合せを行い、合意形成を図りながら業務を遂行すること
- ・ 提出物の納期や内容に変更が生じた場合は、発注者の承認を得ること
- ・ 設計に関する行政協議や法令上の確認事項は、設計者の責任において対応すること
- ・ 工事監理に関しても、発注者との連携のもと、必要な報告・協議を随時行うこと